

川越市指定暑熱避難施設に係る協定書（例）

〇〇（以下「甲」という。）と川越市（以下「乙」という。）は、次のとおり指定暑熱避難施設に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が実施する「指定暑熱避難施設（川越ひと涼み処）」指定事業における指定暑熱避難施設について、家庭における二酸化炭素排出量の抑制及び熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

名称：●●センター

所在地：川越市〇〇1-1-1

（供用部分及び開放可能日等）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）及び開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、別紙のとおりとする。

(施設の管理)

第5条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：

役職名：

氏名：

連絡先：

- 2 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号）に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

(施設の開放)

第6条 甲は、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報の発表の有無にかかわらず、乙が実施する「指定暑熱避難施設（川越ひと涼み処）」指定事業の実施期間において、第4条に定める開放可能日等に基づき、対象施設のうち同条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

(変更の協議)

第7条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和7年〇月〇日から令和8年3

月 31 日までとする。ただし、当該期間の満了の 1 か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 9 条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住所

甲 氏名

住所 川越市元町 1 丁目 3 番地 1 号

乙 氏名 川越市

「指定暑熱避難施設」 供用部分及び開放可能日等

1 供用部分

○階 ○○スペース

2 開放可能日等

| 曜日 | 開放の可否 | 開放時間 | 備考 |
|-----|-------|-------------|----|
| 月曜日 | | 時 分から 時 分まで | |
| 火曜日 | | 時 分から 時 分まで | |
| 水曜日 | | 時 分から 時 分まで | |
| 木曜日 | | 時 分から 時 分まで | |
| 金曜日 | | 時 分から 時 分まで | |
| 土曜日 | | 時 分から 時 分まで | |
| 日曜日 | | 時 分から 時 分まで | |
| 祝日 | | 時 分から 時 分まで | |

※開放可能な曜日又は時間であっても、臨時休業日等に該当する日又は時間においては、開放しないものとする。

3 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

○○人